

市第 171 号議案

横浜市精神障害者生活支援センター条例の一部改正

横浜市精神障害者生活支援センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成23年 2 月10日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市精神障害者生活支援センター条例の一部を改正する条例

横浜市精神障害者生活支援センター条例（平成11年 3 月横浜市条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表横浜市神奈川区精神障害者生活支援センターの項の前に次のように加える。

横浜市鶴見区精神障害者生活支援センター	横浜市鶴見区
---------------------	--------

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

提 案 理 由

横浜市鶴見区精神障害者生活支援センターを設置するため、横浜市精神障害者生活支援センター条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市精神障害者生活支援センター条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現 行）

別表（第 1 条第 2 項）

名 称	位 置
横浜市鶴見区精神障害者生活支援センター	横浜市鶴見区
横浜市神奈川区精神障害者生活支援センター	横浜市神奈川区
（ 省 略 ）	